



交通事故で 受診された方へ



当院は全力で治療に取り組みますので、
以下の点をご理解下さいますようお願いいたします。

1

交通事故診療の場合
自動車の保険を使うことが優先されます。



自動車の保険には、自賠責保険・任意保険(人身傷害保険を含む)があります。
公的保険(健康保険・労災保険)を使用した際に発生する窓口負担は患者さんに
支払っていただきます。

2

交通事故によるケガの診療は被害者であっても
患者さんが「診療費」を医療機関に支払うことが原則です。

交通事故の診療を受ける場合は、損害保険会社が
「診療費の一括払い(立替払い)」を行うこともあります。

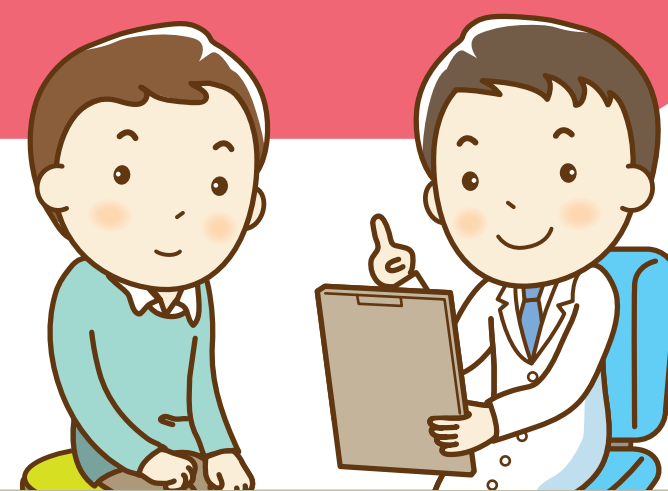
損害保険会社が診療費の支払いを行わない場合は、
患者さんが支払うことになります。



3

交通事故診療における医業類似行為者(接骨院・整骨院・
あんま・はり・きゅう・カイロ等)による施術を受ける
前に医療機関にご相談ください。

医師の指示のない施術に対しては責任が持てません。



不明な点は当院窓口までご相談ください。